

教 生 学 第 3 3 3 号
令和4年(2022年)6月23日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長
各市町村教育委員会教育長(札幌市を除く) 様
(各 市 町 村 立 学 校 長)

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長 泉 野 将 司

ケアラー・ヤングケアラーを支援する関係機関等による連携のあり方に関する参考資料について(通知)

このことについて、北海道保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課長、福祉局地域福祉課長、障がい者保健福祉課長及び子ども未来推進局子ども子育て支援課自立支援担当課長から、別添写しのとおり送付がありましたので、通知します。

つきましては、各学校において、教職員に周知するとともに、地域において適切なヤングケアラー支援が行われるよう、関係機関等による連携の在り方などについて、共通理解を図られるよう、参考にしてください。

なお、本資料は地域の実情に応じ、市町村において適宜修正しながら活用することとされており、実際の支援に当たっては、当該児童生徒が居住する市町村の担当部局と連絡を図りながら支援を進めるようお願いいたします。

また、市町村教育委員会におかれましては、所管する学校に周知願います。

(企画・調整係)



子ども第692号
令和4年(2022年)6月3日

教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長
総務部教育・法人局学事課長 様

高齢者支援局 高齢者保健福祉課長
保健福祉部 福祉局 地域福祉課長
障がい者保健福祉課長
子ども未来推進局 子ども子育て支援課自立支援担当課長

ケアラー・ヤングケアラーを支援する関係機関等による連携のあり方に関する
参考資料について

道におけるケアラーを支援するための取組については、令和4年4月1日に「北海道ケアラー支援条例」を施行したところであり、今後、同条例を実効性あるものとするための「推進計画」を策定することとしています。

この計画を策定し、具体的な施策を推進していくに当たっては、地域において適切なケアラー支援が行われるよう、家族介護者支援の新たな視点や関係機関等による連携のあり方などに関する情報・認識を広く市町村と共有することが必要です。

つきましては、内容を御了知の上、別紙の参考資料を各教育局、各道立学校、各市町村教育委員会等へ周知くださいますようお願いいたします。

記

1 送付書類

- (1) 関係機関等による連携のあり方と各々の役割について
- (2) 支援対象区分ごとの取組内容と考え方について
- (3) ケアラー／ヤングケアラー支援に必要な視点
- (4) ケアラー支援に関する取組状況（市町村の記入例）
- (5) 条例の概要、基本的施策及び関連事業（参考として再送）

2 厚生労働省によるマニュアル

家族介護者支援の新たな視点については下記[1]を、ヤングケアラー発見の着眼点や支援のつなぎ方などについては[2]を御参照ください。

[1] 「市町村・地域包括支援センターによる家族介護者支援マニュアル」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/00085.html

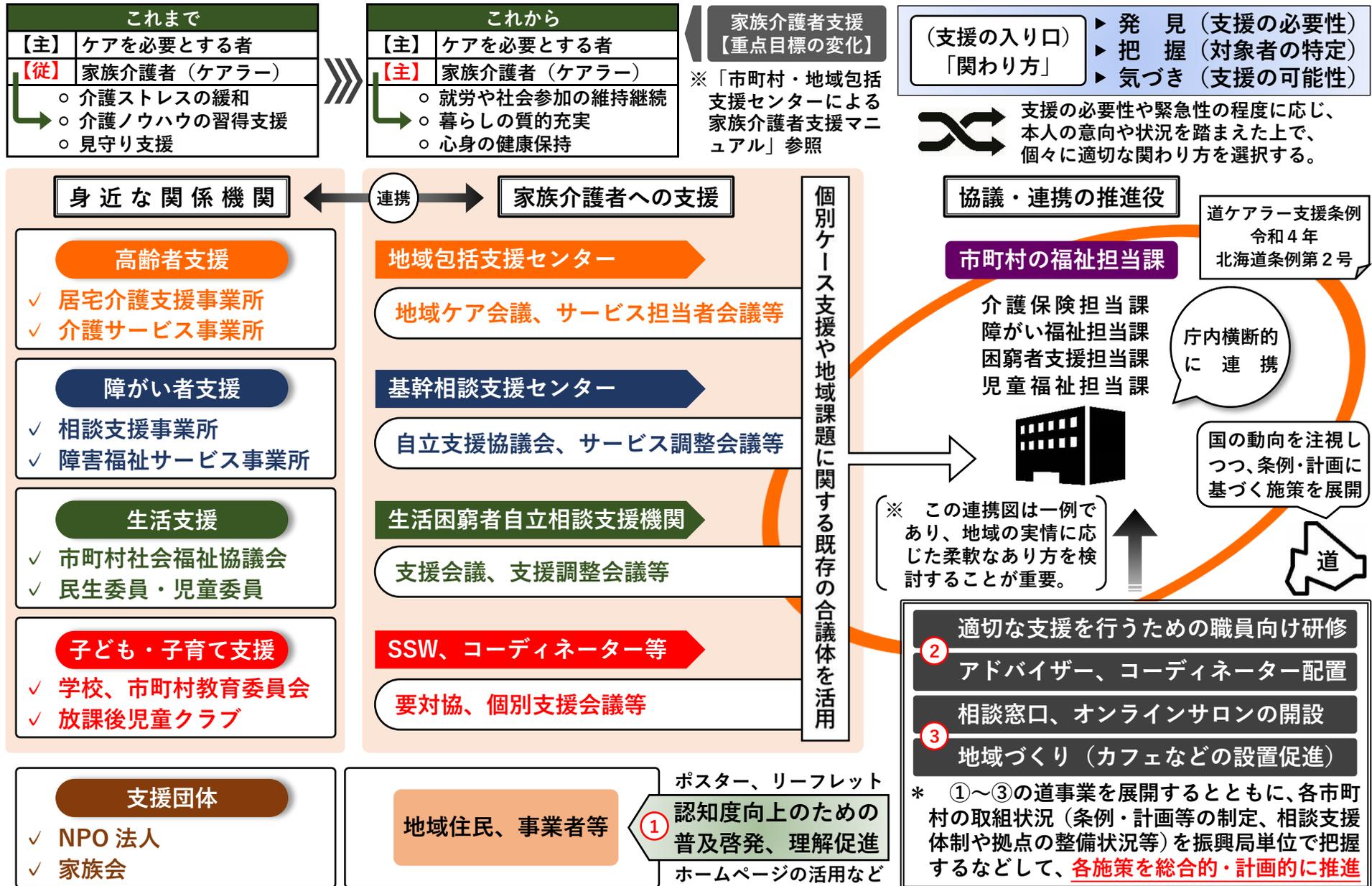
[2] 「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル」

<https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/life-sciences-and-healthcare/articles/hc/hc-young-carer.html>

（高齢者保健福祉課地域支援係（内線 25-669）
地域福祉課地域福祉推進係（内線 25-615）
障がい者保健福祉課地域支援係（内線 25-708）
子ども子育て支援課児童相談係（内線 25-775）

「北海道ケアラー支援推進計画（仮称）」関係

ケアラー・ヤングケアラーを支援する関係機関等による連携のあり方と各々の役割について



支援対象区分ごとの取組内容と考え方について

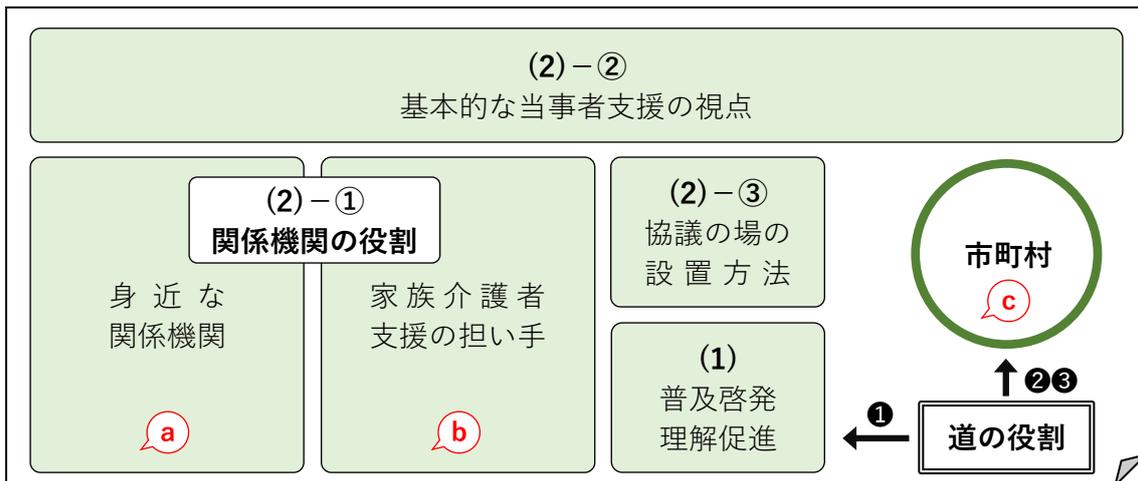
1. 条例が定める支援対象の区分

本条例においては、ケアラー支援に関する基本理念や目的に加え、道民【A】、事業者【B】、関係機関【C】、支援団体【D】の役割を定めるとともに、道の責務として、各々の地域特性に応じた市町村【E】支援を行うべき旨規定したところ。

これら支援対象の区分に応じた働きかけの内容は下表のとおり。

→	支援対象の区分		具体的な支援の内容			
道	A	道民	(1)	ケアラー支援に関する普及啓発、理解促進		
	B	事業者				
	C	関係機関	(2) ①	関係機関の役割 } などの目安を提示		
	D	支援団体			②	基本的な当事者支援の視点
	E	市町村			③	

2. 概念図の構成と内容



✓ ケアラー支援における各関係機関の位置付け

- Ⓐ ケアラー・家族にとって身近な関係機関
- Ⓑ 家族介護者への支援を担う相談機関
- Ⓒ 住民福祉に第一義的な責任を持つ基礎自治体

✓ 相談窓口の考え方

a～cは、いずれもケアラー・家族の相談窓口となり得るものであり、その全体的な進行管理（協議の場の設定や情報共有、課題の明確化など）は市町村が担うことが望ましい。

✓ 協議の場の設置方法

ケアラー支援に関する協議の場は、地域ケア会議や自立支援協議会など、既存の合議体を活用することが効果的である（新規に設置することも可）。

✓ 道の取組（詳細は別紙による）

- ① 普及啓発の促進（ポスター、リーフレット等の作成・配布）
- ② 相談支援体制の構築支援（研修、アドバイザー派遣、コーディネーター配置）
- ③ 住民が一体となった地域づくり（カフェの設置促進、オンラインサロンの開設）

ケアラー支援に必要な視点

* この資料は、令和4年3月29日の「第8回 北海道ケアラー支援有識者会議」において用いた説明資料を要約等したものである。

1. 基本的な考え方

- ✓ 無償の家族介護者であるケアラーは、「家族が介護することは当たり前」といった考え方が社会に根強く存在する中、家庭内の問題を外部へ相談することに抵抗感を覚える場合もあり、自身が抱える悩みや負担を抱え込みやすい。
- ✓ ケアラーの負担が軽減されるよう支援を行うに当たっては、
〔相談しやすい環境を確保するとともに、
支援の必要性に周囲が気づき、適切なサービスに繋げることが重要。〕
- ✓ 以上のことを念頭に、本資料は、市町村の実情に応じた支援体制の構築を促進する観点から作成したものの。

2. 市町村や関係機関における支援の視点

(1) 早期発見・把握（気づき）に関すること

① 共通事項

- ▶ 支援を必要とするケアラーを早期に発見・把握するためには、ケアラーが相談しやすい環境づくりを進めるとともに、周囲が気づき、市町村や関係機関へ情報提供を行うか、ケアラー自身へ相談を促すこと。
- ▶ 要ケア者の心身の状態悪化などにより、大きな負担を負うこととなったケアラーは、相談窓口を探す労力を重ねて負うことになるので、ケアラー支援に関する相談先は日頃からわかりやすく周知・掲示しておくこと。
- ▶ 家族介護の状況は世帯によって様々であり、例えば、ケアラーとして把握している者が子が児童生徒である場合、その子もヤングケアラーとなる可能性があるため、年齢に見合わない過度な負担を負うことになっていないかなど、世帯状況の変化も見据えた支援・見守りを行うこと。
- ▶ ケアラーが複数の者のケアを行っている（いわゆる「ダブルケア」）かどうかは、公的サービスの提供状況のみでは気づくことができない場合もあるので、この点にも留意しつつ、世帯状況を把握していくこと。
- ▶ その他、公共料金や税金の滞納など、経済面の変化を捉えた気づきも重要であること。

② 関係機関における状況把握

- ▶ 関係機関のうち、
 - 地域包括支援センターや相談支援事業所等の相談支援機関は、来所面談や家庭訪問などの業務を通じて、
 - 民生委員・児童委員は、地域の見守り活動や住民からの情報提供により、
 - 医療機関は、受診時の相談対応などにおいて、
ケアラーを発見・把握する（気づく）ことが想定されるので、支援を行うに当たっては、必要に応じて情報共有を図ること。

③ 支援団体及び住民における状況把握

- ▶ 支援団体等のうち、
 - 町内会やサークル、老人クラブ等の支援団体は、それぞれの活動を通じて、
 - 地域住民は、日頃の付き合いの中で、
ケアラーを発見・把握する（気づく）ことが想定されるので、支援を行うに当たっては、必要に応じて情報提供の協力を求めること。

(2) 支援のあり方に関すること

① 発見・把握後の対応

- ▶ 支援を必要とするケアラーを把握したときは、適切な支援・サービスに繋がるよう、関係機関間で情報共有を図りつつ、ケース会議等により協議検討を行うこと。
- ▶ 直ちに支援・サービスを受けることを本人及び家族が望まない場合は、当人たちの意向を尊重しつつも、丁寧な説明・情報提供に努めるなど、粘り強く支援・サービスの活用に向けた促しを続けていくこと。
- ▶ ケアラーの置かれる状況は、要ケア者の心身の状態などによって変化するものであるから、ケアの負担がこれまでは小さかったとしても、後に増大することも考えられる。このことを踏まえ、ケアラーにとって「いつでも相談できる」と思える支援体制を確保していくこと。

② 連絡・連携体制

- ▶ 支援を必要とするケアラーに関わる関係機関が複数ある場合は、互いに情報連携しつつ、認識を一にして支援を行うこと。
- ▶ 関係機関による連絡・連携体制については、社会福祉法による重層的支援体制整備事業に取り組んでいる自治体もあることなどから、先駆的な取組例なども参考としつつ、より効果的な体制の構築に努めていくこと。

ヤングケアラー支援に必要な視点

* この資料は、令和4年3月29日の「第8回 北海道ケアラー支援有識者会議」において用いた説明資料を要約等したものである。

1. 基本的な考え方

- ✓ ケアラーの中でも、特にヤングケアラーは表面化しにくいことから、早期に発見し支援につなげることが重要である。
- ✓ 市町村の実情に応じた支援体制の整備を促進するため、ヤングケアラー支援に必要な視点や考え方を整理することとしたもの。
- ✓ なお、道では、教育機関や関係機関、地域住民などからヤングケアラーに関する連絡を受け、支援が必要なヤングケアラーやその家族を市町村の適切なサービスを行う窓口につなげるため、市町村等と調整を行う「ヤングケアラーコーディネーター」を令和4年度から時限的に配置する。

2. 市町村や関係機関における支援の視点

(1) 早期発見・把握（気づき）に関すること

① 共通事項

- ▶ ヤングケアラーについては家庭内のデリケートな問題であることや、本人に自覚がないことなどから、本人の周囲の気づきを促すこと。
- ▶ 潜在化しやすいことから、関係機関等は、①～③等の観点に留意し、必要に応じアウトリーチにより、ヤングケアラーを発見すること。
- ▶ ヤングケアラー本人から支援を求めやすい環境づくりを進めること。
- ▶ ヤングケアラーの発見の場は、学校だけでなく、介護保険・障害福祉サービスなどを利用している家庭における、子どもの状況を把握することによって発見につなげること。
- ▶ さらには、児童委員による状況把握のほか、地域で活動している子ども食堂や放課後児童クラブなどの支援団体、住民などからの情報提供により、ヤングケアラーを発見すること。
※ 子どもがケアをしている内容が、相手方の生活や健康、生命に関わる重い責任を負うことで、子どもの行動が制限されていないか、また、お手伝いの中でも、過度な責任を負うような状態となっていないか注意が必要である。
- ▶ 各市町村においては、上記のことを踏まえた上で、ヤングケアラー本人だけではなく、ヤングケアラーがケアしている家族の状況を把握し、関係機関との情報共有に努めること。

② 学校における子どもの状況把握

- ▶ 教員は、日常の教育活動において、遅刻や欠席が多い、不登校である、成績が不振であるなど、子どもの日々の変化に気づくことにより、状況を把握すること。
- ▶ スクールカウンセラーにより、教育相談などで状況を把握すること。

③ 家族が福祉・医療との関わりがある場合の把握

- ▶ 同居の高齢者や障がいのある人などが公的サービスを受けている場合に、ケアマネジャーや相談支援員などが、家庭の状況を一層きめ細かに観察することにより、その家庭の中で子どもの置かれている状況を把握すること。
- ▶ 道は関係機関に対し、研修会など様々な機会を通じて、家庭における子どもの状況把握の促進について周知を行うこととしており、市町村においては、各種会議や常日頃の関わりの中で周知し、連携を図ること。
- ▶ 各種福祉サービスを提供する側は、子どもがケアの担い手となっていないかケアプランを点検すること。
- ▶ 医療機関に対しては、個人情報使用同意書等の同意を確認した上で、通院時の状況など把握した内容について、情報提供などの協力を求めること。

④ 地域や支援団体からの把握

- ▶ 児童委員と連携のもと、地域の子どもの把握をすること。
- ▶ 地域における子ども向けの活動やサークル、子どもの居場所などからの情報提供による把握や、趣旨を説明し理解を求めながら、発見に向けた仕組みづくりを進めること。
- ▶ 近隣住民から、通学している様子が無いなど生活面の変化についての情報提供の仕組みづくりを進めること。
- ▶ 学校にきていない（又は通っていない）場合の子どもについて、発見が予想されるルートへの周知や連携を進めること。（地域福祉・生活困窮、若者支援など）。

(2) 支援のあり方に関すること

① 発見・把握後の対応

- ▶ 発見後は、適切なサービスに繋がるようケース会議等により関係機関が情報共有すること。なお、ヤングケアラーの支援方針を策定する際は要対協などの既存の会議を活用すること。
- ▶ 支援方針を策定する上で、市町村やスクールソーシャルワーカーなど、関係機関が事前に家庭訪問や学校等での面談などにより、本人の意向を確認しておくこと。意向確認する場合は、個室で聞き取りをするなど、子どもが意見を表明しやすい環境に配慮すること。
- ▶ また、既に福祉サービスが調整されている場合は、地域包括支援センター等がケアされている方の意向を事前に確認しておくこと。
- ▶ 子どもが置かれている状況が様々なケース（親が精神疾患、祖母が認知症、障がいがあるきょうだい等）に応じた支援方法や連携体制を検討すること。

- ▶ ケアの状況は、要ケア者の心身の状況によって変化するものであり、普段は大きな負担でなくとも、精神的に不安定な場合を含め、心身の状態が増悪した場合は、いつでも助けを求めることができるようにすること。

特にヤングケアラーには丁寧な説明や定期的な聞き取りをすること。

② 連絡・連携体制

- ▶ ケアが必要な者へ適切にサービスを届ける観点から、ヤングケアラーだけでなく、ヤングケアラーがケアしている家族や世帯全体を支援すること。
- ▶ 学校（教員等）が、把握した子どもの状況（情報）を市町村に提供するための繋ぎ先（担当部署（担当者））を定めるほか、学校等にあらかじめ周知すること。
- ▶ 子どもがケアをしている人が、高齢者や障がいのある人、病人などであるほか、年齢的にも子どもから大人までおり、かつ、ひとり親家庭であったり世帯が困窮しているなど、ケアの要因も様々であり、混乱しないよう学校から市町村への繋ぎ先は一元化すること。

※ 市町村が体制整備を進める上で、中核的な役割を担う所管を明確にし、関係機関との連携体制の構築が必要。

- ▶ 学校から市町村への繋ぎ先としては、各市町村と教育機関とのこれまでの関係や考え方にもよるが、まず、スクールソーシャルワーカーや市町村教育委員会に配置されている指導主事などに繋ぎ、その上で福祉部局へ繋ぐこと。
- ▶ 福祉部局においても、スクールソーシャルワーカーや教育委員会から情報を受ける部署を一元化した上で、高齢者、障がいのある人、子ども、生活、保健、医療などの関係課と情報を共有し支援に取り組むこと。

※ 地域におけるケアの担い手となる機関を明らかにし、関係者がその実情を把握したうえで、共通認識のもと連携することが必要。

※ 重層的な支援体制の構築に既に取り組んでいる市町村もあり、今後、先駆的な市町村の状況も踏まえて、より効果的な体制を構築する必要がある。

(3) 具体的な支援

① 支援の留意点

- ▶ 対応した子どもが、ヤングケアラーかもしれないとの認識を常に持ち、関係者間でケース検討会議や適切な支援に迅速につなげること。
- ▶ ヤングケアラーの特性や気持ちに寄り添った支援を行うこと。

② 継続的な見守り

- ▶ 支援につないだ後も、関係者間で継続的な状況確認、モニタリングなどを行っていくこと。
- ▶ 支援に至らない場合についても、関係者間で継続的な状況確認をし、細かな変化を察知できる見守り体制の構築と迅速な検討を行うことができる体制を整えること。

市町村	〇〇市	記入者	〇〇 〇〇
所属	〇〇課	連絡先	〇〇-〇〇-〇〇

記入例

1. ケアラー支援に関する職員の認知度

※ 主に福祉分野の職員における認知度

<input type="checkbox"/> ① 全体的に認知されている	<input type="checkbox"/> ② 多く（半数以上）の職員に認知されている
<input type="checkbox"/> ③ 一部の職員に認知されている	<input type="checkbox"/> ④ いずれの職員にもあまり認知されていない
<input type="checkbox"/> ⑤ 全体的に認知されていない	<input type="checkbox"/> ⑥ その他 【 】

2. 条例、規則等の制定に向けた取組状況

(1) ケアラー支援に関する条例、規則等			
<input type="checkbox"/> ① 制定済み	【時期】	令和4年4月	【名称】 〇〇市ケアラー支援条例
<input checked="" type="checkbox"/> ② 制定の予定あり	【時期】	令和5年4月	【名称】 〇〇町ヤングケアラー支援条例
<input type="checkbox"/> ③ 制定の予定なし	【理由】		
<input type="checkbox"/> ④ その他	【内容】		
(2) ケアラー支援に関する計画、ガイドライン等			
<input checked="" type="checkbox"/> ① 策定済み	【時期】	令和4年4月	【名称】 〇〇市ケアラー支援推進計画
<input type="checkbox"/> ② 策定の予定あり	【時期】	令和5年4月	【名称】 〇〇町版・ケアラー支援のガイドライン
<input type="checkbox"/> ③ 策定の予定なし	【理由】		
<input type="checkbox"/> ④ その他	【内容】		

3. 相談支援体制や拠点の整備状況

(1) ケアラー支援に関する相談支援体制			
<input type="checkbox"/> ① 整備済み	【時期】	令和4年4月	【内容】 介護保険課に専門窓口を設置
<input checked="" type="checkbox"/> ② 整備の予定あり	【時期】	令和5年4月	【内容】 市社協に委託して相談員を配置
<input type="checkbox"/> ③ 整備の予定なし	【理由】		
<input type="checkbox"/> ④ その他	【内容】		
(2) ケアラーの交流拠点			
<input type="checkbox"/> ① 整備済み	【時期】	令和4年4月	【内容】 町社協の既設サロンを活用して整備
<input type="checkbox"/> ② 整備の予定あり	【時期】	令和5年4月	【内容】 新規に専用カフェを整備
<input checked="" type="checkbox"/> ③ 整備の予定なし	【理由】		
<input type="checkbox"/> ④ その他	【内容】		

本シートは、今後（時期については検討中）、ご記入をお願いしたく考えているものです。
時期が決まり次第、別途ご連絡します。

4. 庁内連携会議の実施状況

<input checked="" type="checkbox"/> (1) 実施した			
<input type="checkbox"/> ① 既存合議体を活用	【時期】	令和4年8月	【方法】 地域ケア会議を活用して開催
	【参加】	福祉総務課、介護保険課、障害福祉課、生活保護課、子ども支援課	
<input checked="" type="checkbox"/> ② 新規合議体を設置	【時期】	令和5年8月	【方法】 ケアラー支援会議を新規に設置
	【参加】	介護保険課、障害福祉課、生活保護課、子ども支援課、教育委員会	
<input type="checkbox"/> ③ その他	【時期】	【方法】	
	【参加】		
<input type="checkbox"/> (2) 実施していない	【理由】 自立支援協議会に「ケアラー支援部会」を設置する方向で調整中。R5に第1回を開催する予定としている。		

5. ケアラー支援に関する課題（意見・要望等）

当町のケアラー支援に関する体制は、代表課の福祉総務課を筆頭として、基本的な事務は介護保険課が担い、協議の場は総合支援法に基づく自立支援協議会を活用することとしているが、近隣の市町村がどのように対応しているか、振興局から情報提供してもらいたい。

北海道ケアラー支援条例

令和4年4月1日 施行

目的（第1条）

ケアラーへの支援に関し、基本理念を定め、道の責務並びに道民、事業者、関係機関及び支援団体の役割を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって全てのケアラーとその家族等が孤立することなく健康で心豊かな生活を営み、将来にわたり夢や希望を持って暮らすことができる地域社会の実現を目指す。

定義（第2条）

- (1) ケアラー
… 高齢、障がい、疾病その他の理由により援助を必要とする家族、友人その他の身近な人に対し、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者
- (2) ヤングケアラー
… ケアラーのうち、18歳未満の者
- (3) 関係機関
… 介護、障がい者及び障がい児の支援、医療、教育、児童の福祉等に関する業務を通じて日常的にケアラーに関わり、又は関わる可能性がある機関
- (4) 支援団体
… 地域で組織された団体その他の団体であって、ケアラー支援を行うもの

基本理念（第3条）

- (1) ケアラー個人の尊重、孤立の防止
- (2) ケアラーの年齢や状況に応じた適切な支援
- (3) 道、市町村、道民、関係機関等が連携した支援
- (4) 家族（要介護者）とケアラーへの一体的な支援
- (5) 子どもの権利・利益の尊重、教育の機会確保

道の責務、道民・関係機関等の役割（第4～9条）

- (1) 地域の実情に応じた施策の実施・市町村への支援
- (2) ケアラー支援の必要性の理解、行政・各機関の連携
- (3) 従業員の勤務への配慮・必要な支援
- (4) 業務を通じたケアラーへの支援の必要性の把握・支援

ケアラー支援に関する基本的施策（第10～15条）

推進計画の策定

ケアラー支援を総合的かつ計画的に推進



- ① 普及啓発による道民理解の促進
- ② ケアラーの早期発見及び相談の場の確保
- ③ ケアラーを支援するための地域づくり

北海道ケアラー支援条例 関連事業

(R4年度)

目的

全てのケアラー・ヤングケアラーとその家族等が孤立することなく、安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、ケアラーに関する認知度を高め、支援を必要とする方を早期に発見し、一人ひとりの事情に合った支援へつなげることができるよう、本条例に基づくケアラー支援を推進する。

普及啓発

啓発資材の作成

ポスター、リーフレット等の配付
(6,985千円)

シンポジウムの開催

認知度向上のためのシンポジウム開催
(869千円)

多様な媒体による広報

道のウェブサイト、ツイッター
包括連携協定による企業の協力

相談支援体制

関係機関職員向け研修

ケアラーの相談に応じる人材の育成
※ 振興局ごと (11,471千円)

児童福祉関係職員研修

普及啓発や早期発見を目的とした研修
(1,342千円)

ヤングケアラーコーディネーター配置

適切な支援に繋ぐための連携を促進
(8,121千円)

SC・SSW 派遣の重点化

支援が必要な生徒の在籍校に派遣
(2,643千円)

地域づくり

市町村へのアドバイザー派遣

地域のケアラー支援体制の構築
(2,643千円)

オンラインサロンの開設

ヤングケアラー同士の悩み相談
(6,241千円)

小・大学生の実態調査

実態調査の拡充（中高生はR3実施）
(1,597千円)

連絡協議会の設置

セミナーや協議等による連携体制構築
(224千円)

北海道ケアラー支援条例 令和4年度関連事業

項 目	取 組 内 容	予算額(千円)
【ケアラー全般】		
啓発資材の作成	○ ポスター、リーフレット、ステッカー(15cm×10cm 程のシート)を作成の上、市町村、社協、相談支援機関、学校、医療機関やコンビニ、スーパー等に配付し、条例の主旨等を広く周知。	<u>6,985</u>
シンポジウムの開催	○ ケアラー支援への理解を深めるためのシンポジウムを開催。(年1回、札幌開催+ネット放映)	<u>869</u>
関係機関職員向け研修	○ ケアラーからの相談に応じる職員を育成するため、14 振興局で分野別(高齢・障がい・地域福祉)に、市町村、社協、相談支援機関、民生委員、医療従事者などを対象とした研修会を開催。	<u>11,471</u>
市町村へのアドバイザー派遣	○ 市町村におけるケアラー支援体制の構築に向けた助言、会議等への参加、連携強化のための研修開催、住民向けの講演による地域づくりの推進等を目的としたアドバイザーの派遣。	<u>2,643</u>
【ヤングケアラー】		
研修の実施	○ 管内の関係者(市町村、福祉関係者等)に対して、普及啓発や早期発見を目的とした研修会を開催する。	<u>1,342</u>
ヤングケアラーコーディネーターの配置	○ 教育機関等の関係機関や地域住民などからのヤングケアラーに関する連絡等を受け、また、ヤングケアラーやその家族を適切なサービスを行う窓口につなげるため、支援の必要なヤングケアラーや家族を市町村などと連絡調整を図る。 必要に応じて、関係者に支援に係る技術的助言・指導を行う。	<u>8,121</u>
相談窓口の開設 オンラインサロン	○ 道内におけるヤングケアラーに関する相談業務を実施する窓口を設置。 ○ ヤングケアラーの精神的な負担軽減を図ることを目的に、当事者同士で悩みや経験を共有できる交流の場をオンライン会議ツール等を用いて実施する。	<u>6,241</u>
小・大学生の実態調査	○ 国の調査結果、有識者会議の意見を踏まえ、小、大学生の実態調査を実施。	<u>1,597</u>
SC・SSW 派遣の重点化	○ 支援が必要な生徒の在籍校に、スクールカウンセラー及びソーシャルワーカーを重点的に派遣。 ○ 学校要請に応じた派遣のほか道教委判断によるアウトリーチ型支援も実施。	<u>6,306</u>
連絡協議会の設置	○ ヤングケアラーへの支援について、有識者によるセミナーや関係者による協議等を通じて理解を深め、地域における連携した取組を推進。[構成 SC・SSW・市町村教委・道教委・児相・保福 等]	<u>224</u>